

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は7号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明								
競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。	1 契約の概要 車両等用燃料(ガソリン、軽油)を随時調達するため、燃料1L当たりの単価契約を締結するもの。 なお、点在する交番、駐在所の利便性を確保するため、各方面に給油所を有する下記の2者を選定した。 ・ 揖斐石油(株) 代表取締役 末松 敏康 ・ いび川農業協同組合 代表組合理事長 林 正明 2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 岐阜県(出納管理課)が岐阜県石油商業協同組合と締結する公用車用燃料の単価(いわゆる標準単価)のうち、西濃 地域の契約単価を超えない有利な価格で契約できる見込み地域の契約単価を超えない有利な価格で契約できる見込みであるため。 【選定業者】 ・ 揖斐石油株式会社 代表取締役 末松 敏康 ・ いび川農業協同組合 代表組合理事長 林 正明 【契約単価】 ・ 揖斐石油株式会社 <table border="0"> <tr><td>ガソリン</td><td>169.94円</td></tr> <tr><td>軽油</td><td>156.67円</td></tr> </table> ・ いび川農業協同組合 <table border="0"> <tr><td>ガソリン</td><td>169.94円</td></tr> <tr><td>軽油</td><td>156.67円</td></tr> </table>	ガソリン	169.94円	軽油	156.67円	ガソリン	169.94円	軽油	156.67円
ガソリン	169.94円								
軽油	156.67円								
ガソリン	169.94円								
軽油	156.67円								